

令和3年第5回那珂川町議会定例会

議事日程(第3号)

令和3年9月6日(月曜日)午前10時開議

- | | | | |
|--------|---------|-------------------------------------|--------|
| 日程第 1 | 報告第 1号 | 令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率について | (町長提出) |
| 日程第 2 | 報告第 2号 | 放棄した債権の報告について | (町長提出) |
| 日程第 3 | 議案第 1号 | 那珂川町監査委員の選任同意について | (町長提出) |
| 日程第 4 | 議案第 2号 | 人権擁護委員の推薦意見について | (町長提出) |
| 日程第 5 | 議案第 3号 | 那珂川町教育委員会教育長の任命同意について | (町長提出) |
| 日程第 6 | 議案第 4号 | 那珂川町教育委員会委員の任命同意について | (町長提出) |
| 日程第 7 | 議案第 5号 | 那珂川町手数料条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 8 | 議案第 6号 | 那珂川町立認定こども園条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 9 | 議案第 7号 | 那珂川町体育施設条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 10 | 議案第 8号 | 令和3年度那珂川町一般会計補正予算(第2号)の議決について | (町長提出) |
| 日程第 11 | 議案第 9号 | 令和3年度那珂川町介護保険特別会計補正予算(第1号)の議決について | (町長提出) |
| 日程第 12 | 議案第 10号 | 令和3年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)の議決について | (町長提出) |
| 日程第 13 | 議案第 11号 | 那珂川町過疎地域持続的発展計画の議決について | (町長提出) |
| 日程第 14 | 議案第 12号 | 令和2年度那珂川町水道事業未処分利益剰余金の処分について | (町長提出) |
| 日程第 15 | 認定第 1号 | 令和2年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について | (町長提出) |
| 日程第 16 | 認定第 2号 | 令和2年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について | (町長提出) |
| 日程第 17 | 認定第 3号 | 令和2年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について | (町長提出) |

- 日程第18 認定第 4号 令和2年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
について (町長提出)
- 日程第19 認定第 5号 令和2年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につい
て (町長提出)
- 日程第20 認定第 6号 令和2年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて (町長提出)
- 日程第21 認定第 7号 令和2年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認
定について (町長提出)
- 日程第22 認定第 8号 令和2年度那珂川町水道事業決算の認定について (町長提出)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	福田浩二君	2番	大金清君
3番	川俣義雅君	4番	益子純恵君
5番	小川正典君	7番	益子明美君
8番	大金市美君	9番	川上要一君
10番	阿久津武之君	11番	小川洋一君
12番	鈴木繁君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫君	副町長	内田浩二君
教育長	吉成伸也君	会計管理者兼会計課長	高林伸栄君
総務課長	岩村房行君	企画財政課長	益子雅浩君
税務課長	大武勝君	住民課長	加藤啓子君
生活環境課長	高瀬敏之君	健康福祉課長	薄井和夫君
子育て支援課長	板橋文子君	建設課長	佐藤裕之君

産業振興課長
兼農業委員会
事務局 長

薄 井 亮 君

上下水道課長

益 子 泰 浩 君

学校教育課長

藤 浪 京 子 君

生涯学習課長

小 松 重 隆 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長

笠 井 真 一

書 記

金 子 洋 子

書 記

佐 藤 武

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（鈴木 繁君） ただいまの出席議員は11名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（鈴木 繁君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ご覧願います。
-

◎報告第1号の上程、報告

- 議長（鈴木 繁君） 日程第1、報告第1号 令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率
についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

- 町長（福島泰夫君） 皆さん、改めましておはようございます。

定例会1日目、2日目、一般質問におきまして貴重なご提言を頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。本日もよろしく願いいたします。

ただいま上程されました報告第1号 令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率についてご説明いたします。

地方公共団体の財産の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和2年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の意見を付して議会に報告するものです。

- 1、健全化判断比率のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、普通会計

をはじめ全ての会計において実質赤字を生じていないため、当該数値は該当なしとなりました。

実質公債費比率につきましては、標準財政規模に対する実質的な公債費の比率を3か年の平均で表したものでありまして、令和2年度は8.1%となりました。これは、新庁舎整備事業や学校施設整備事業等で借り入れた地方債償還額の増が主な要因です。

次に、将来負担比率ですが、標準財政規模における地方債の償還額や職員の退職手当支給予定額等、将来負担しなければならない負担の比率でありまして、将来負担する額から財政調整基金や地域振興基金などの基金を充当可能なものとして控除すると、将来負担額を充当可能財源等が上回るため、当該数値は該当なしとなりました。

続きまして、2、資金不足比率につきましては、各会計の事業の規模における資金不足額の比率を表すもので、水道事業会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計とも資金不足額は生じていないので、当該数値は該当なしとなりました。

令和2年度決算に基づき算定されました健全化判断比率及び資金不足比率は、共に国の基準以下となりました。健全化法上においては健全段階と判断されておりますが、今後とも行財政改革の継続的な推進を図り、健全財政の運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（鈴木 繁君） 報告が終わりました。

以上で報告第1号を終わります。

◎報告第2号の上程、報告

○議長（鈴木 繁君） 日程第2、報告第2号 放棄した債権の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました報告第2号 放棄した債権の報告についてご説明いたします。

那珂川町債権管理条例第15条第1項の規定により債権を放棄したもので、同条例第16条の規定により議会に報告するものです。

令和2年度中における中学校給食費負担金につきまして、同条例第15条第1項第1号に該当するものとして5万円、1人の債権を放棄いたしました。

ケーブルテレビ利用料金につきましては、同条例第15条第1項第4号に該当するものとして、30万200円、7人の債権を放棄いたしました。

町にとっては貴重な財源でありますので、徴収することを基本としつつ、今後とも債権の適正管理に努めてまいりたいと考えます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（鈴木 繁君） 報告が終わりました。

以上で報告第2号を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第3、議案第1号 那珂川町監査委員の選任同意についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第1号 那珂川町監査委員の選任同意について、提案理由の説明を申し上げます。

監査委員の選任につきましては、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものとされております。

那珂川町監査委員のうち、現在ご尽力をいただいております識見者選任監査委員の岡 洋一氏が、本年11月27日をもって任期満了となります。

つきましては、識見者監査委員の選任について、議案書に記載のとおり、新たに岸 健一氏にお願いしたいと考えておりますので、議会の同意を求めるものであります。

岸氏は昭和44年から平成14年までの33年間にわたり小川信用組合に勤務され、民間会社への融資や経営指導を行うだけでなく、組合でも経理や検査などを担当されてこられました。また、小川信用組合の破綻、事業譲渡の際には、2年間清算業務を担当されたほか、烏山城カントリークラブ勤務時も経理や労務を担当されるなど、長年会計業務に携わってこられま

した。以上のように金融機関や民間会社で長年にわたり経理業務を担当され、会計制度にも精通していることはもちろんのこと、人格、識見とも優れることから適任者としてご提案するものであります。

つきましては、ご審議の上、同意賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 那珂川町監査委員の選任同意については原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第4、議案第2号 人権擁護委員の推薦意見についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第2号 人権擁護委員の推薦意見について提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦に当たっては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町長は市町村議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと定められております。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております小祝邦之氏は、本年12月31日をもって現在の任期が満了となりますが、継続して小祝邦之氏を推薦したいと存じます。

小祝邦之氏は、平成31年1月1日から人権擁護委員を1期3年間、大変熱心にその職責を果たしてこられ、また地域においても人望厚く、人格、識見ともに申し分のない方であり、ここに推薦についてご提案いたすものであります。

今回、議会の意見をいただきましたうえは、同氏を法務省にご推薦申し上げ、法務大臣が委嘱をすることになります。

なお、参考までに当町の人権擁護委員は、現在、石川周一氏、薄井秀雄氏、山口雅夫氏、縣千恵子氏、川上弘之氏、大金美江氏、小祝邦之氏の7名であります。2期目再任として小祝邦之氏を推薦するものであります。

ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号 人権擁護委員の推薦意見については原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第5、議案第3号 那珂川町教育委員会教育長の任命同意についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第3号 那珂川町教育委員会教育長の任命同意につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

教育委員会教育長の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

現在ご尽力をいただいております教育委員会教育長の吉成伸也氏が、本年9月30日をもって任期満了となります。

つきましては、教育委員会教育長の任命について、議案書に記載のとおり、引き続き吉成伸也氏にお願いしたいと考えておりますので、議会の同意を求めるものであります。

吉成氏は既にご存じのとおり、那珂川町馬頭在住で、昭和60年4月から馬頭町立大山田小学校、烏山町立烏山中学校に勤務され、平成12年4月からは南那須教育センター、南那須教育事務所、塩谷南那須教育事務所において勤務されました。また、平成25年4月から那須烏山市立荒川中学校、矢板市立片岡中学校の校長を歴任され、平成29年4月からは、塩谷南那須教育事務所所長として学校教育の振興に尽力いただきました。

なお、当町教育委員会教育長には平成31年4月2日に就任し、現在に至っております。人格、識見ともに優れ、学校教育にも精通しており、教育委員会教育長として適任者であり、ここに提案するものであります。

ご審議の上、同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号 那珂川町教育委員会教育長の任命同意については原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第6、議案第4号 那珂川町教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第4号 那珂川町教育委員会委員の任命同意につきまして提案理由の説明を申し上げます。

那珂川町教育委員会委員として、町教育の振興にご尽力をいただいております飯塚 基氏が、本年11月28日をもって任期満了となります。

飯塚委員におかれましては、平成29年11月から4年間、町教育委員として教育行政の発展のためにご尽力をいただいております、この場をお借りいたしまして深く感謝と敬意を表する次第であります。

つきましては、慎重に人選を進めてまいりました結果、後任者として青木 崇氏を任命いたしたくお願いするものであります。

青木氏は那珂川町馬頭在住で、薬剤師としてご活躍されている方であります。那珂川町教育委員会委員として、人格、識見ともに適任者であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

参考までに現在の町教育委員は、飯塚 基氏、長谷川久夫氏、小幡絹代氏、渡邊芳枝氏の4名の委員であります。

ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号 那珂川町教育委員会委員の任命同意については原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第7、議案第5号 那珂川町手数料条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第5号 那珂川町手数料条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、個人番号カードの再交付手数料について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、徴収事務の方法が変更されることから、那珂川町手数料条例を一部改正するものです。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木 繁君） 住民課長。

○住民課長（加藤啓子君） 補足説明を申し上げます。

今回の条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が一部改正されることにより、個人番号カード再交付手数料の徴収事務について、地方公共団体情報システム機構が町に当該手数料の徴収事務を委託する方法に変更されるため、那珂川町手数料条例の別表第1（第3条関係）のうち、当該手数料の項目を削除するものです。

徴収事務につきまして、個人番号カードの再交付申請者からカード交付の際に手数料を徴収することは変わりありません。当該手数料については、改正後は、歳計外現金として取り扱い、後日一括して機構に納付することになります。

施行日につきましては公布日から施行し、令和3年9月1日から適用するものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号 那珂川町手数料条例の一部改正については原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第8、議案第6号 那珂川町立認定こども園条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第6号 那珂川町立認定こども園条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

那珂川町立なかのこ認定こども園は、建築から35年が経過しており、老朽化が進んでいること、また、入園児童数が大幅に減少していることなど総合的に判断し、なかのこ認定こども園を統廃合する考えであります。

今回の改正は、令和4年度より那珂川町立なかのこ認定こども園を那珂川町立ひばり認定こども園に統廃合することに伴い、那珂川町立認定こども園条例から、なかのこ認定こども園を削除するものであります。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（板橋文子君） 補足説明を申し上げます。

那珂川町立なかのこ認定こども園の統廃合については、令和3年5月に町子ども・子育て

会議を開催した後、なかのこ認定こども園保護者を対象に説明会を実施いたしました。その後、なかのこ認定こども園の園児と保護者を対象に6月下旬から7月上旬にかけてひばり認定こども園とわかあゆ認定こども園の施設見学会を行い、7月には町内のこども園に通う全ての保護者の皆様を対象としましたアンケートを実施しました。アンケートの結果を基になかのこ認定こども園で二度目の保護者説明会を開催し、そちらで出されました質問や意見を、町子ども・子育て会議で説明した上で、令和3年8月に那珂川町立認定こども園再編基本方針の答申をいただいたところであります。

在園途中で転園されなくてはならないお子様、保護者の皆様には不安を与えることとなっておりますが、なかのこ認定こども園園児の急激な減少や施設の老朽化が進んでいること、また、配置基準は保たれているものの保育教諭の数が十分ではないことなどを踏まえ、統廃合時期を令和4年4月として準備を進めています。

改正の内容につきましては、別表からなかのこ認定こども園の項を削るものであります。附則は、この条例の施行日を統廃合時期となる令和4年4月1日とするものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

3番、川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅君） なかのこ認定こども園の廃園に反対します。

一つは、保護者への説明会が今年の5月でした。それが最初で、今年度終了をもって廃園というのは、どう考えても急過ぎるというのが一つです。

二つ目の理由は、先ほどもアンケートのことが話されましたけれども、アンケートを私もよく見させていただきました。私が重大に思っているのは、3園とも、なかのこ認定こども園廃園は適当だという答えが、なかのこでは3%、ひばりでは17%、わかあゆでは3%。圧倒的少数なんです。ですから、保護者の多くは統合が適当と考えていないということです。

それから、非常に私が興味を持ったのは、保育内容あるいは行事についての満足度に対する保護者からの回答です。なかのこでは62%の方が満足と、ひばりでは50%、わかあゆでは31%でした。これは何が原因なのか、いろいろあると思いますが、一つの事実としては、園の子ども数だというふうに思います。なかのこは現在49人、ひばりは102人、わかあゆは149人ということですが、満足度が見事に人数に反比例しています。子どもの数が少ない園ほど満足度が高いという結果です。少人数だと社会性が身につかない、そういうことをよく言われますが、それは根拠がありません。事實は、こじんまりしたほうが内容が優れたものができる、子どもたちも安心して通えるということだと思います。私の経験でもそういうことが言えます。

それから、給食に対しても非常に顕著な結果が現れています。なかのこでは85%が非常に優れた給食だと評価しています。ほかの園は50%程度です。それを見ても非常に保護者から評判のいい、そういうこども園をなくして、そうではない、今でも人数が多くて大変なこども園に、なかのこ認定こども園の子どもたちを通わせることになる。これは保育行政にとってはマイナスだと思います。そして、なかのこ認定こども園を廃園にする大きな理由の一つとして、古くなって危ないということがよく言われています。しかし古くなったら新しくするのが正道じゃないですか。空きがあるからほかの園に入れればいい、それは経済的な都合を優先にして、子どもたちを粗末に扱う邪道であると、私は考えます。

以上、反対理由です。

○議長（鈴木 繁君） 続いて、本案に対する賛成討論を許します。

4番、益子純恵議員。

○4番（益子純恵君） 那珂川町立認定こども園条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

今回の条例改正は、なかのこ認定こども園の項を削除するものですが、廃園するに当たっては、先ほど説明もありましたけれども、施設の老朽化、それから昨今の園児数の著しい減少、そして説明会あるいは所管事務調査等でもご説明をいただいておりますけれども、園の裏山に当たる場所が土砂災害警戒区域であるということから、園児と先生の命、安全を最優先に考えねばならないものであると判断されたからだと思います。特に昨今の集中豪雨においては、想定外という言葉が使えないほど頻発しており、また短時間での豪雨も多く見られております。自ら避難することが難しい園児を抱え、安全に避難することの難しさもあります。

条例の改正に当たっては、特になかのこ認定こども園の保護者の皆様に周知されてからのスケジュールが大変にタイトであったことは事実であり、保護者の皆様に大きな心配、不安、混乱を招いたことは否めませんが、園児と先生の命と安全を第一に考えると、行政として必要であることと考えます。

よって、今回の条例改正には賛成させていただきます。ただ、私もこども園に通う子どものいる母親として町執行部にお願いをしたいのは、園が統合された際に、今、なかのこ認定こども園に通っているお子さんに不安が生じないように、安心して園に通うことができるように、先生の配置について十分にご考慮をいただきたいこと、今後も保護者の皆様に最大限に寄り添った対応をしていただくこと、そして園が3つの園から2つの園になったことで、保育に携わる先生方の人員、会計年度任用職員の人数を決して減らさずに、人員不足で子供たちの保育に支障が出たり事故が起こらないようにしていただくこと、また支援が必要なお子さんにきちんと支援がいくこと、これらをお願いしたいと思います。

以上、要望をさせていただきつつ、賛成の討論といたします。

○議長（鈴木 繁君） 続いて反対討論はありますか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号 那珂川町立認定こども園条例の一部改正については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（鈴木 繁君） 起立多数と認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第9、議案第7号 那珂川町体育施設条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第7号 那珂川町体育施設条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

子どもから高齢者まで誰もが身近に利用でき、スポーツ、学校授業、各種教室を開催することにより、町民の生涯スポーツの振興と健康づくりに寄与することを目的に、プール施設の建設を進めているところです。

今回の改正は、那珂川町体育施設の効果的、効率的な管理運営を進めるため、指定管理者制度の活用ができるよう、関係条項の改正をするものです。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木 繁君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小松重隆君） 補足説明を申し上げます。

参考資料の那珂川町体育施設条例一部改正の概要をご覧ください。

今回の改正は、1点目として、体育施設の管理運営に指定管理者制度を活用できるよう、必要となる所要の規定を新たに追加するもの。

2点目として体育施設の位置を整理するもの。

そして3点目として、那珂川町屋内水泳場の使用料を改正するものです。

改正の内容ですが、第2条の名称及び位置については、地籍調査の成果や学校の統廃合などにより、体育施設の位置について精査した結果、整理するものです。

第13条の指定管理者による管理については、地方自治法に基づく指定管理者に体育施設の管理を行わせることができることを定めるものです。

第14条の指定管理者が行う業務については、体育施設で指定管理者が行う業務の範囲を定め、①利用の許可及びその制限に関する業務、②使用料の徴収、減免及び還付に関する業務、③施設及び設備の維持管理に関する業務、④教育委員会が必要と認める業務とするものです。

第15条の指定管理者が行う管理の基準については、指定管理者は適正な管理を行わなければならないことを定めるものです。

次のページに移ります。

第16条の利用料金の収受については、地方自治法第244条の2第8項の規定により、利用料金を指定管理者が収入として収受させることができる利用料金制を定めるものと、利用料金の額は、指定管理者が条例に定める金額の範囲内で教育委員会の承認を得て定めることが

できることを規定するものです。

別表の4は別添資料のとおり、屋内水泳場の使用料を定めるものです。

附則は施行期日を公布の日と定めるものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

3番、川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅君） 反対いたします。

一つは、プールの位置づけが、先ほどの町長の説明で、かなり健康づくりに寄与するということが大切な施設であるということが話されましたけれども、それが使用料金、利用料金に反映されていないと、私は思います。近隣のプールに比べると使用料金が低いということが指摘できると思います。しかも障害者に対する割引、そういう扱いもないというようなこともありまして、私はもっと安くして、町民、あるいは町外の方たちからもたくさん来ていただいて、それこそ多くの人に利用していただいて健康に寄与するような、そういう施設になってほしいと。我が町としては、プールに来られた方に温泉とか道の駅とか、その他町のいろんなところも併せて利用してもらえれば、町の発展につながるというふうに考えます。ですから、たくさん来ていただくということを眼目にしたほうが良いと思います。

二つ目の反対理由は、幼児の料金についてです。基本的には幼児は無料というふうになっていますが、1人の保護者が4人以上の幼児を連れている場合には、3人以降は1人100円徴収というふうになっていますが、この理由が、3人以上だと子供の管理が難しいということでした。難しいということであれば、これは料金を取ることによって対応するのではなくて、入場制限とかいうことで安全第一に考える必要があると私は思います。100円取ればそれでいいということでは断じてないというふうに、私は思います。

三つ目には、団体使用について質問したら、全面的に使うということが基本だという答え

が返ってきました。そうすると、その時間帯は一般の町民は使用できません。なるべく一般の町民が使用できるように、全面的に団体が使うということは極力制限すべきであると考えます。指定管理者と相談の上、最終決定ということでありませけれども、町の姿勢として私は認められないということで反対いたします。

○議長（鈴木 繁君） 続いて、本案に対する賛成討論を許します。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号 那珂川町体育施設条例の一部改正については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（鈴木 繁君） 起立多数と認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号～議案第10号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第10、議案第8号 令和3年度那珂川町一般会計補正予算（第2号）の議決について、日程第11、議案第9号 令和3年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について、日程第12、議案第10号 令和3年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決について、以上3議案は関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第8号から議案第10号、令和3年度那珂川町一般会計及び各特別会計補正予算の議決について提案理由の説明を申し上げます。

まず、一般会計から申し上げます。

今回の補正予算は、コロナ禍が長期化する中で、子育て世帯の食費などの負担を軽減する子育て世帯特産品給付事業や、2022年に開催される、いちご一会とちぎ国体の準備に係る

経費のほか、国有林の伐採に伴う部分林管理委員会への交付金などを計上するものです。

その補正額は8,700万円となり、補正後の予算総額は91億2,800万円となりました。

補正予算の主な内容を申し上げますと、第1は総務費で、国有林伐採に伴う収益交付金など、5,102万円を計上しました。

第2は農林水産業費で、水路敷設工事や暗渠排水整備等の整備に対する町単農村振興補助金や、林道の土砂撤去工事等に1,162万8,000円を計上しました。

第3は教育費で、国体会場の芝管理や、大会PR業務委託などの国体準備事業費のほか、自治公民館の修繕工事費を助成する自治公民館建築費補助金等に1,012万3,000円を計上しました。

以上、歳出予算の主なものを申し上げましたが、これらに要する財源は、県支出金、諸収入のほか、繰越金を充てることといたしました。

次に、介護保険特別会計であります。今回の補正予算は、介護保険制度改正に伴うシステム改修費や支払基金過年度返納金に660万円を計上するもので、その財源は、国庫支出金、繰入金のほか、繰越金を充てることといたしました。

これにより、補正後の予算総額は、19億8,360万円となりました。

次に、下水道事業特別会計であります。今回の補正予算は、管路耐震補強工事や処理場施設修繕工事など、施設管理費に1,300万円を計上するもので、その財源は、国庫支出金や繰越金を充てることといたしました。

これにより、補正後の予算総額は3億1,900万円となりました。

以上、一般会計及び各特別会計補正予算について、その大要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木 繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の8ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

16款県支出金、2項4目農林水産業費県補助金の補正額は203万円の増で、農業費補助金143万円は、有機農業等の取組に対する環境保全型農業直接支払交付金125万2,000円、学校給食における地産地消給食を推進する地産地消学校給食費17万8,000円、林業費補助金60万円は、里山林の整備等を実施する元気な森づくり市町村交付金であります。

7目教育費県補助金の補正額は40万円の増で、社会教育費補助金は、とちぎ国体の会場への防犯カメラ設置事業費であります。

17款財産収入、2項1目不動産売払収入の補正額は4,627万7,000円の増で、その他の不動産売払収入は、国有林の立木売払収入であります。

20款繰越金、1項1目繰越金の補正額は3,829万3,000円の増で、前年度繰越金であります。

9ページ、歳出に入ります。

2款総務費、1項4目財産管理費の補正額は5,102万円の増で、庁舎維持管理費174万3,000円は、空調管理盤及びカウンター照明ほか庁舎内案内板表示等の修繕費。町有財産管理費4,927万7,000円は、漏水による旧大山田小学校給水管敷設替え工事及び国有林の伐採に伴う立木売払収入を、分割割合により各部分林管理委員会に交付する交付金であります。

3款民生費、1項3目老人福祉費の補正額は98万2,000円の増で、介護保険特別会計の繰出金であります。

2項3目児童措置費の補正額は410万円の増で、子育て世帯特産品給付事業費は、子育て世帯と母子手帳の交付を受けている世帯に対し、町の特産品を給付する事業で、役務費は、通知送付のための郵送費、委託料は、対象者800世帯分の特産品給付事業の委託料であります。

4款衛生費、1項1目衛生総務費の補正額は97万7,000円の増で、衛生総務諸費は、会計年度任用職員1名分の報酬及び旅費であります。

10ページに入ります。

5款農林水産業費、1項3目農業振興費の補正額は246万2,000円の増で、農業振興諸費は、食と農の拠点整備事業におけるワークショップ実施に係る報奨金及び支援業務の委託料。需用費は、地産地消学校給食事業による小・中学校990名分の賄材料費。負担金、補助及び交付金は、有機農業等の取組に対する環境保全型農業直接支払交付金であります。

5目農地費の補正額は300万円の増で、町単農村振興事業費200万円は、水路敷設工事や暗渠排水整備事業など町内4か所への補助金。農地諸費100万円は、和見地内の農道の排水路敷設工事費であります。

6目イノシン肉加工事業費の補正額は149万6,000円の増で、加工施設のエアコン交換及び物置設置に係る工事費であります。

2項2目林業振興費の補正額は467万円の増で、林道維持管理事業費200万円は、林道沼

沢線の土砂撤去等の工事費、木材需要拡大事業費200万円は、2名分の木材需要拡大補助金、とちぎの元気な森づくり事業費60万円は、三輪地区、山野草保存会が実施する遊歩道整備への補助金。森林・山村多面的機能発揮対策事業費7万円は、事業費の確定による負担金であります。

6款商工費、1項3目観光費の補正額は300万円の増で、観光施設管理費は、まほろばの湯における浴室空調修繕の工事費であります。

11ページに入ります。

7款土木費、5項1目住宅管理費の補正額は17万円の増で、町営住宅等管理費は、松ヶ丘住宅の用途廃止に伴う物件移転補償費であります。

9款教育費、3項1目学校管理費の補正額は336万2,000円の増で、学校管理諸費は、小川中学校体育館の照明交換の修繕費、委託料は、馬頭中学校及び小川中学校の大規模改修に伴う引っ越し業務委託料であります。

4項2目公民館費の補正額は154万4,000円の増で、公民館活動費65万3,000円は、栄町自治公民館の改修費補助金のほか、矢又自治公民館及び恩田自治公民館の修繕費補助金、小川公民館費89万1,000円は、階段の改修工事及び研修室の網戸設置工事費、備品購入費は、顔認証型体温検知システム購入費であります。

3目図書館費の補正額は104万5,000円の増で、図書館管理運営費は、小川図書館の樹木管理業務委託費、備品購入費は、顔認証型体温検知システム購入費であります。

4目文化費の補正額は33万円の増で、郷土資料館管理運営費は、顔認証型体温検知システム購入費であります。

5項2目、保健体育施設費の補正額は、384万2,000円の増で、体育施設維持管理費66万円は、顔認証型体温検知システム2台分の購入費。

12ページに続きます。

国体準備費318万2,000円は、国体会場の芝管理業務委託のほか、国体PR映像撮影及び放送委託料。工事請負費は、国体会場の防犯カメラ設置工事費であります。

10款災害復旧費、1項1目農地及び農業用施設災害復旧費の補正額は200万円の増で、6月下旬の豪雨により被災した町内10か所の農地の災害復旧費補助金であります。

3項1目社会教育施設災害復旧費の補正額は300万円の増で、6月下旬の豪雨により被災した久那瀬集会所の法面復旧工事費であります。

13ページは今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫君） 続きまして、介護保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

8ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により歳入から説明いたします。

3款国庫支出金、2項6目事業費交付金の補正額は66万円の増で、システム改修に係る交付金の増額であります。

7款繰入金、1項5目その他一般会計繰入金の補正額は98万2,000円の増で、一般管理費の補正に係る町負担分の増額であります。

8款繰越金、1項1目繰越金の補正額は495万8,000円の増で、前年度繰越金であります。

9ページ、歳出に移ります。

1款総務費、1項1目一般管理費の補正額は164万2,000円の増で、介護保険制度改正に伴うシステムの改修及び国民健康保険団体連合会専用端末の改修に係る業務委託料の増額によるものであります。

8款諸支出金、1項2目償還金の補正額は495万8,000円の増で、令和2年度分保険給付費及び地域支援事業費の精算に係る支払基金への返納金であります。

以上で介護保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 課長。

○上下水道課長（益子泰浩君） 続きまして、下水道事業特別会計補正予算について補足説明申し上げます。

補正予算書8ページをご覧ください。

事項別明細書により歳入から申し上げます。

3款国庫支出金、1項1目下水道事業費国庫補助金の補正額は100万円の増で、補助金割当額の増によるものです。

5款繰越金、1項1目繰越金の補正額は1,200万円の増で、前年度繰越金です。

9ページ、歳出に入ります。

1款下水道事業費、1項2目施設管理費の補正額は1,300万円の増で、小川地区管路耐震化工事、小川処理場機械設備修繕工事などによるものです。

以上で那珂川町一般会計補正予算、那珂川町介護保険特別会計補正予算、那珂川町下水道

事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時20分

○議長（鈴木 繁君） 再開いたします。

これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、会計名及び補正予算書のページをお示し下さい。

質疑はありませんか。

11番、小川洋一議員。

○11番（小川洋一君） 一般会計予算の10ページ、2項2目の林道工事請負費200万円という事なんですけれども、これ、先ほど沼沢林道、私、昨日これを見てきました。現場を見てきたんですけれども、かなり橋の下が土砂がたまっている。

今回、この橋の下の土砂撤去というのは初めてだと私は思います。この林道でこういうことがあると、あそこだけじゃなくてかなりあるんじゃないかなと思っております。今年初めてあそこをやったわけなんですけれども、こういう状態の林道というのは、どのくらいあるのか。あそこは本当にひどいのでやったんですけれども、これから今の時期、集中豪雨、それから想定外の豪雨ということも考えますと、これは立て続けにこういうことが出てくるんじゃないかなと思っております。初めてここをやるわけなんですけれども、あと何か所くらいこういう同じような箇所があるか、それをお知らせお願いします。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） それでは、ただいまご質問いただきました林業振興費、林業管理事業200万円ということで、今回林道沼沢線の富山地内の橋にたまった土砂を撤去していただくわけなんですけど、これにつきましては、長年にわたりましてたまった土砂でございます。雨が降りますと橋が冠水するような状況でございます。このまま放置しますと橋に損傷を与える可能性があるため、今回その原因となる土砂の撤去をす

るというものでございます。

ご質問の、このような状況がどれぐらいあるのかというようなご質問でございますが、町で管理する林道につきましては30路線、60キロほどございます。林道につきましては山を削って林道開設するわけですが、度重なる土砂が崩れたりそういったことについては、日常茶飯事で起きているというのが現状でございます。その対応としましては、町の会計年度で雇ってございます作業の方に、撤去、また、大規模な土砂崩れの場合には、工事費でお願いするというところでございます。

このような今回の橋の下の土砂の撤去、これからどれぐらいあるのかということでございますが、現在把握しているものはございません。現在、舗装の修繕等につきましては単線の林道で数か所補修が必要だということについては確認をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木 繁君） 小川洋一議員。

○11番（小川洋一君） ほかには確認していないということなんですけれども、昨日見てきた状況になりますと、橋の下をさらうだけでは、また同じようなことが起きるかなと、それはやっぱり林道が崩落しているところがあります。

そちらのほうをちゃんとしないと、またこういう箇所が何か所か出てくるかなと。林道整備というのもやっぱり一番最初に整備をしないと、また土砂がその川に流れ込むというようなことが考えられると思います。これからはやっぱりそういう林道整備というのも今までやっていると思いますけれども、これからはそれ以上に林道整備というのをよく注意して確認していただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 答弁はよろしいですか。

○11番（小川洋一君） いいです。

○議長（鈴木 繁君） ほかに質疑はありませんか。

4番、益子純恵議員。

○4番（益子純恵君） 一般会計のほうから1点だけ質問させていただきたいと思います。

一般会計の9ページになります。

歳出の3款2項3目児童措置費の中の説明欄、子育て世帯特産品給付事業費についてお伺いしたいと思います。

こちらの事業については、先日の全協でお示しをいただいたかと思うんですけれども、特

商品の給付方法の中で、対象世帯は町から送付されたQRコードを使用し、専用サイトからアクセスし、商品を1つ選ぶとあります。ゼロ歳児から中学3年生のお子さんがある世帯、または給付対象期間に妊娠していることが確認できた方がいる世帯が対象になるかと思いません。

これだけ多くの方にアクセスいただく機会というのはなかなかないと思うんですね。こういった機会に、本来の給付の事業とはちょっと目的が別になってしまうのかもしれないんですけども、QRコードにアクセスをいただいて、返送というか送り返す際に、例えば自由記載欄ですとかアンケートの欄とか何かを設けていただいて、例えば子育てに関する不安とか心配事など、そういったところ、あるいは町への要望等を記載するような欄というか、そういう項目を設けていただければなと思うんですけども、こういったことを検討される余地があるかどうかを伺いたしたいと思います。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（板橋文子君） 益子純恵議員のご質問にお答えいたします。

長引くコロナ禍におきまして、子どもがいる家庭において、行動の制限等で子供たちも親も相当ストレスを抱え込んでいるご家庭がございます。

今回の子育て世帯への特産品を各世帯で1つ選択していただく際に、子育てに関するアンケート項目を入れる予定であります。子育てに関する心配事や悩み事がないかなどの設問の項目、また町に相談されたいかどうかなどを把握いたしまして、相談されたい方がいらっしゃる場合には、町子育て支援課のほうにおります保健師のほか、社会福祉士、臨床心理士など専門分野別に対応させていただくよう考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

○4番（益子純恵君） アンケートのような形で、そういう機会を設けていただけるとのことなので、こういったいただいたご意見はしっかりと取りまとめていただいて、今後必要な子育ての施策等に反映していただくとともに、なかなかこう不安や心配事を相談する機会というものが対面では難しくても、こういうところでそれが表に出てくるということもあると思うので、上がって来た意見に対しては、アンケート取っていただけるとのことなので、一つ一つ丁寧に対応していただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 答弁はよろしいですか。

○4番（益子純恵君） はい、大丈夫です。

○議長（鈴木 繁君） ほかに質疑はありませんか。

7番、益子明美議員。

○7番（益子明美君） 一般会計補正予算書のほうで質問したいと思います。

9ページ、歳出の3款2項2目民生費、児童措置費の12節委託料の詳細な内訳をお知らせいただきたいと思います。

もう1点、11ページ、9款5項2目保健体育費の同じく12節委託料238万2,000円の詳細、内訳をお知らせいただきたいと思います。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（板橋文子君） 益子明美議員のご質問にお答えいたします。

12款の委託料の400万円の内訳でございますが、送料込みの4,000円掛ける特産品依頼数800件で320万円、それから発送、発注手数料1,000円掛ける800件ということで80万円の、合計400万円でございます。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小松重隆君） 保健体育費の補正予算ですが、委託料の内訳として国体会場の芝生管理業務で139万2,000円、それと国体の大会PR用の映像制作、放送委託料で99万円という内容になっています。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

○7番（益子明美君） 3款2項2目の民生費、児童措置費の委託料の内訳、お聞きしました。

発注手数料が1件につき1,000円ということですよ。これは800世帯が基礎になっているわけですが、その800世帯全員がこれを利用するというふうには限らないと思うんですが、それは実績に応じて出すのかどうか伺います。

それと11ページのほうの保健体育費の委託料の内訳で、PR用の映像を国体のですね、委託を99万円取っておりますが、どこにどのような委託をされるのか伺いたしたいと思います。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（板橋文子君） 12節委託料の手数料が1件1,000円ということで、どのように支払いをするのかということですが、今のところ考えているのは、毎月ごとに精算をいたしまして、月ごとの実績に応じて、商品代分と手数料分でお支払するということ

で考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小松重隆君） 映像の委託の内容ですが、こちらはとちぎテレビとC R T栃木放送の共同の企画ということで、とちぎテレビの番組の中に9分番組を流す、5回、栃テレのほうで。またC R T放送のほうでも5分番組を流すと、そのほかにコマーシャルが100回以上と併せて、とちテレのYouTubeチャンネル、こちらのほうでアップしていただくと、それに合わせてこの映像につきましては、町での2次利用が可能となりますので、町のケーブルテレビでも同じような番組を流していきたいと。内容につきましては、国体の種目の解説とか町自体のP Rも含まれたような内容になるかと思えます。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

○7番（益子明美君） 児童措置費の委託料に関しましては了解いたしました。

国体のほうのP R動画といいますか、その映像費なんですけれども、これ99万円が妥当な金額なのかというところがよく分からないんですけれども、国体ですので、栃木県でのP Rを一手に担っているところで、とちぎテレビとかC R Tが活用されるのかなというふうに思いますが、ほかにいろんな委託先を検討したりですとか、何か考えたということはないのかどうか、最後に1点だけお伺いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小松重隆君） この企画につきましては、栃木県の25市町全てで企画をとちテレとC R Tのほうとされて、全県下で実施されるような内容で話を聞いております。ですので、ほかのメディアについては、今のところ考えてはおりません。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） ほかに質疑はありませんか。

質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第8号 令和3年度那珂川町一般会計補正予算（第2号）の議決については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 令和3年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号 令和3年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第13、議案第11号 那珂川町過疎地域持続的発展計画の議決についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第11号 那珂川町過疎地域持続的発展計画の議決について提案理由の説明を申し上げます。

那珂川町におきましては、若者の町外への流出や少子化の影響など、人口減少に歯止めのかからない、厳しい状況が続いております。

本年、4月1日に施行されました過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法におきまして、当町は著しい人口の減少があるとして、再度、過疎地域の指定を受けたところであります。

町では、移住定住の促進など、各種施策を推進してきたところでありますが、引き続き、人口減少への歯止めと町の持続性を高めていくためには、新たな過疎法に対応した市町村計画を策定しまして、今後の過疎対策を進めていく必要があると考えております。

計画につきましては、県と協議を行い、まちづくり審議会からもご意見をいただくなど、策定に向けて準備を進めてきたところでございます。

本計画の策定につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決を要するものであることから、その内容を説明申し上げ、提案するものです。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木 繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 補足説明いたします。

計画書の1ページをご覧ください。

1 基本的な事項であります。1ページから14ページにつきましては、基本的な事項としまして、町の概況や計画の基本方針などを記載しております。

1ページにつきましては、(1)町の概況としまして、自然的条件や歴史的条件など、町の諸条件を記載しております。

2ページに移ります。

ここでは、同じく町の諸条件としまして、当町における社会的条件や経済的条件、それから、②過疎の状況としまして、当町における過疎の指定状況や過疎対策の経過などを記載しております。

3ページに移ります。

3ページにつきましては、③社会経済的発展の方向と概要としまして、近年における社会情勢の動きなどを記載しております。

4ページに移ります。

ここでは、(2)人口及び産業の推移と動向における、①人口の推移と動向としまして、当町における人口の推移などを記載しております。

5 ページに移ります。

5 ページにつきましては、人口の推移といたしまして、国勢調査における過去の結果を記載しております。

6 ページに移ります。

ここでは、住民基本台帳における人口の推移、それから独自推計による総人口の推計値を記載しております。

7 ページに移ります。

7 ページにつきましては、②産業の推移と動向としまして、産業別に見た人口の推移を記載しております。

8 ページに移ります。

8 ページにつきましては、産業別人口の推移としまして、国勢調査における過去の結果を記載しております。

9 ページに移ります。

ここでは、(3) 行財政の状況における、①行政の状況としまして、当町を取り巻く状況などを記載しております。

10 ページに移ります。

10 ページにつきましては、令和3年4月1日現在における町の組織機構図を記載しております。

11 ページに移ります。

11 ページにつきましては、②財政の状況としまして、当町における過去の財政状況を記載しております。

12 ページに移ります。

ここでは、③公共施設の整備状況としまして、町道や農道など、主要公共施設における整備状況を記載しております。

13 ページに移ります。

(4) 持続的発展のための基本方針であります。過疎計画の基本方針につきましては、町の振興計画に掲げておりますまちづくりの基本目標である、1 快適に暮らせるまちをつくる、2 元気で暮らせるまちをつくる、3 人を育むまちをつくる、4 活力をおこすまちをつくる、5 人と自然が共生するまちをつくる、6 ともに考え行動するまちをつくる、の6つの基本目標を基本方針に位置づけることとしまして、過疎計画における取組の実効性

を高めながら、町の持続的発展につなげていきたいと考えております。

次に、（５）持続的発展のための基本目標であります。基本目標につきましては、基本方針、それから計画に位置づけました個別分野の取組などを総合的に勘案しまして、転出超過数、認定農業者数、観光客入込数、ケーブルテレビ施設の加入率など、４つの基本目標を設定しております。

次に、（６）達成状況の評価であります。ここでは、事業の進行管理、計画の評価に係る手法について記載しております。

14ページに移ります。

（７）計画期間であります。過疎計画の計画期間につきましては、令和３年度から令和７年度までの５か年間としております。

次に、（８）公共施設等総合管理計画との整合であります。ここでは、平成29年３月に策定しました那珂川町公共施設等総合管理計画の方針と、過疎計画との関係性を記載しております。

続きまして、15ページをご覧ください。

15ページ以降は、過疎計画に位置づけました、個別分野の施策を記載しております。

個別分野の説明につきましては、その分野における取組などを記載しました（２）その対策のところを中心にご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

15ページから17ページにつきましては、② 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成について、記載をしております。

15ページから16ページの中段につきましては、この分野における（１）現況と問題点を記載しております。

16ページをご覧ください。

この分野における（２）その対策であります。①移住定住につきましては、若者の定住促進のため、分譲宅地の整備をはじめ、町の魅力について町外へ向けた効果的な情報発信に取り組むこととしております。

17ページに移ります。

②地域間交流であります。地域間交流につきましては、定住自立圏をはじめ、近隣市町とも連携を図りながら、広域的な地域振興に取り組むこととしております。

次に、③人材育成であります。人材育成につきましては、地域おこし協力隊など外部人材の地域定着を図るとともに、高校生などとのつながりを強化しながら、将来を担う人材の

育成に取り組むこととしております。

続きまして、18ページをご覧ください。

18ページから26ページにつきましては、3 産業の振興としまして、農林水産業をはじめ、商工業や観光に関する内容を記載しております。

18ページから22ページにつきましては、この分野における現況と問題点を記載しております。

23ページをご覧ください。

産業の振興における（2）その対策であります。①農林水産業につきましては、農業における担い手の育成をはじめ、新たな特産品の開発やブランド化、販路の拡大を進めながら、町内における農林水産業の振興に取り組むこととしております。

24ページに移ります。

②6次産業化であります。6次産業化につきましては、地域資源を活用しながら、新たな付加価値を生み出すとともに、販路の拡大など6次産業化の取組を進めることとしております。

次に、③商工業であります。商工業につきましては、商店街の活性化をはじめサテライトオフィスの整備など、働き方改革などに対応した企業誘致や雇用の確保に取り組むこととしております。

25ページに移ります。

④観光及びレクリエーションであります。観光につきましては、町内の自然や資源を活用した施策を推進するとともに、観光のPR活動など、情報発信の強化に取り組むこととしております。

続きまして、27ページをご覧ください。

27ページ、28ページにつきましては、4 地域における情報化としまして、情報通信に関する内容を記載しております。

この分野における（2）その対策であります。地域における情報化につきましては、ケーブルテレビネットワークにおける全線光化を推進しまして、高度情報化社会に即した情報通信基盤の整備を進めることとしております。

続きまして、29ページをご覧ください。

29ページから32ページにつきましては、5 交通施設の整備、交通手段の確保としまして、道路の整備や生活交通について記載をしております。

29ページから30ページにつきましては、この分野における現況と問題点を記載しております。

31ページをご覧ください。

この分野における（２）その対策であります。①道路につきましては、道路の改良や維持補修など、計画的な道路整備をはじめ、施設の強靱化や老朽化対策にも取り組むこととしております。

次に、②農道・林道につきましては、農林業を支える基盤づくりのため、農道や林道の整備を推進することとしております。

次に、③生活交通につきましては、町内における公共交通の維持、また、近隣市町と連携した公共交通網の構築を進めることとしております。

続きまして、33ページをご覧ください。

33ページから36ページにつきましては、6 生活環境の整備としまして、水道や生活排水、消防防災などについて記載をしております。

33ページ、34ページにつきましては、この分野における現況と問題点を記載しております。

35ページをご覧ください。

この分野における（２）その対策であります。①水道につきましては、安定した水道水の供給のため、施設の老朽化対策、耐震化を進めることとしております。

次に、②生活排水処理施設につきましては、施設の長寿命化のほか、下水の加入促進、浄化槽の設置を進めることとしております。

次に、③一般廃棄物であります。一般廃棄物につきましては、循環型社会の構築に向けて、ごみの減量化や分別リサイクルに取り組むこととしております。

次に、④消防・防災体制及び消防施設につきましては、消防施設の整備のほか、災害時における情報伝達体制の強化に取り組むこととしております。

36ページに移ります。

⑤公営住宅であります。公営住宅につきましては、良質な住宅の供給のため、町営・町有住宅の改修や、適正な維持管理に取り組むこととしております。

続きまして、37ページをご覧ください。

37ページから40ページにつきましては、7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進としまして、子育て支援や高齢者福祉などについて、記載をしております。

38ページをご覧ください。

38ページ中段以降に、この分野における（２）その対策を記載しておりますが、①子育て支援につきましては、妊娠から子育てまで切れ目のない支援と認定こども園を中心とした、子育て支援の充実に取り組むこととしております。

39ページに移ります。

②高齢者福祉であります。高齢者福祉につきましては、各種サービスの充実をはじめ、ボランティアなどと連携した支援体制の強化に取り組むこととしております。

次に、③社会福祉につきましては、社会福祉協議会や関係団体との連携を強化しながら、ボランティアの育成や、障害福祉サービスの充実に取り組むこととしております。

続きまして、41ページをご覧ください。

41ページ、42ページにつきましては、8 医療の確保としまして、地域医療に関する内容を記載しております。

この分野における（２）その対策であります。医療の確保につきましては、現在の医療体制を維持しながら、へき地における往診など、将来の地域医療を見据えた地域医療提供体制の確保に取り組むこととしております。

続きまして、43ページをご覧ください。

43ページから47ページにつきましては、9 教育の振興としまして、学校教育や生涯学習について記載をしております。

43ページから45ページにつきましては、この分野における現況と問題点を記載しております。

46ページをご覧ください。

この分野における（２）その対策であります。①学校教育につきましては、学校施設の改修やICT環境の整備など、学習環境の充実に取り組むこととしております。

次に、②生涯学習・スポーツにつきましては、各種教室や講座の開催をはじめ、各種団体の活動の支援にも取り組むこととしております。

続きまして、48ページをご覧ください。

48ページから50ページにつきましては、10 集落の整備について記載をしております。

この分野における（２）その対策であります。集落の整備につきましては、移住定住と連携した空き家の利活用のほか、地域おこし協力隊など外部人材を活用した集落機能の維持と活性化に取り組むこととしております。

続きまして、51ページをご覧ください。

51ページ、52ページにつきましては、11 地域文化の振興等について記載をしております。

この分野における（2）その対策であります。地域文化の振興につきましては、文化財の保護・継承のため、町内における文化活動の活性化をはじめ、魅力ある文化の形成に取り組むこととしております。

続きまして、53ページをご覧ください。

53ページにつきましては、12 再生可能エネルギーの利用の推進について記載をしております。

この分野における（2）その対策であります。ここでは資源のリサイクルをはじめ、太陽光発電やバイオマス資源など、再生可能エネルギーの利用を推進してまいります。

続きまして、54ページをご覧ください。

54ページにつきましては、13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項としまして、自然環境の保全について記載をしております。

この分野における（2）その対策であります。自然環境の保全につきましては、環境学習の推進をはじめ、国の制度等を活用しながら、農地の多面的機能の維持に取り組むこととしております。

続きまして、55ページをご覧ください。

計画書の最後、過疎地域持続的発展特別事業につきましては、個別分野の（3）計画にあります過疎地域持続的発展特別事業をまとめて記載したのになります。

過疎地域持続的発展特別事業の内容であります。こちらの事業につきましては、過疎対策事業債の対象事業のうち、いわゆるソフト事業としまして、交通手段の確保や地域医療の確保など、町民が将来にわたり、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るための事業として、起債の活用が見込める事業としております。

今回の過疎計画につきましては、取り組むべき施策に位置づけました個別分野の事業におきまして、表の左側、施策区分にあります6つの分野から、移住定住モニターツアー事業など、全部で16事業を過疎地域持続的発展特別事業に位置づけております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

3番、川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅君） 膨大な内容ですので、なかなか全てにわたって討論することはできません。2点について述べたいと思います。

一つは子育て支援についてですが、子育てについては町民からのニーズに対応する保育サービスが求められていると、現状と問題点に書かれています。それに対する対策は認定こども園の再整備、民営化の検討ということなんですが、これは町民からのニーズを解決する手段ではないと、私は思います。町民はそういうことを願っているのではなくて、もっと充実した保育教育を求めています。再編成や民営化は、子どもたち、保護者のニーズよりも、町の財政上の都合を優先していると言わざるを得ません。そういう観点から反対をいたします。もう一点、農業についてです。

現状と問題点のところに、農業従事者の高齢化などにより、耕作放棄地の増加が懸念される中、農地の耕作を委託する農家が増えており、その農地の耕作を受ける受託者が不足していると書かれています。そのとおりだと思います。しかし、それに対する対策は、今までの延長線上で、受託者が受託者である担い手農家の農地集積ということを進めるとなっています。一般質問でも取り上げましたけれども、担い手農家が不足している、担い切れないというのが現状です。それであるのに、また担い手農家の育成ということでは解決にはならないと、私は今すぐ町が主体となった新しい受託組織をつくる、そういう緊急の時期ではないかというふうに思います。

高齢者で耕作放棄地が増えているのは、後継者がいないからであり、農業で生活が成り立たないという現状があるからです。農業で生活が成り立つようにするためにどうするのか、町として抜本的な対策を立てる必要があると思います。基幹産業である農業を守り発展させるという根本的、具体的な対策がもっと必要ではないかということで、反対をいたします。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 続いて本案に対する賛成討論を許します。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第11号 那珂川町過疎地域持続的発展計画の議決については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（鈴木 繁君） 起立多数と認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第14、議案第12号 令和2年度那珂川町水道事業未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第12号 令和2年度那珂川町水道事業未処分利益剰余金の処分について、提案理由の説明を申し上げます。

令和2年度水道事業の未処分利益剰余金について、建設改良積立金へ積み立てることに伴い、議会の議決を求めるものです。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木 繁君） 上下水道課長。

○上下水道課長（益子泰浩君） 補足説明を申し上げます。

別紙の令和2年度 那珂川町水道事業剰余金処分計算書をご覧ください。

一番右の列ですが、令和2年度末の未処分利益剰余金の金額は、5,667万7,833円です。このうち、議会の議決による処分額は5,667万7,833円であり、全額建設改良積立金へ積立するものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号 令和2年度那珂川町水道事業未処分利益剰余金の処分については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開は午後1時30分といたします。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 1時30分

○議長（鈴木 繁君） 再開いたします。

◎認定第1号～認定第8号の一括上程、説明、委員会付託

○議長（鈴木 繁君） 日程第15、認定第1号 令和2年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、認定第2号 令和2年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳

入歳出決算の認定について、日程第17、認定第3号 令和2年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第18、認定第4号 令和2年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第19、認定第5号 令和2年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第20、認定第6号 令和2年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第21、認定第7号 令和2年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第22、認定第8号 令和2年度那珂川町水道事業決算の認定について、以上8議案は関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました認定第1号から認定第8号、令和2年度那珂川町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

私は、町政運営に当り、この町をもっと明るく、もっと元気にしたい、という思いで、「町民が働く喜びを実感できる町に」「わが子の笑顔あふれる成長が実感できる町に」「年老いても、安心して充実した生活が実感できる町に」を基本として、この町に住んで良かったと心から思ってもらえるような魅力あるまちづくりを目指し、鋭意取り組んでいるところでございます。

さて、我が国の経済は、いまだ収束の見通しが立たない新型コロナウイルス感染症の長期化は、度重なる緊急事態宣言や外出自粛要請など、甚大な経済への打撃となり、実質GDP成長率がリーマンショック後を超える戦後最大のマイナス幅となる、厳しい状況が続いています。

那珂川町においても、長期化する新型コロナウイルス感染症の蔓延により、様々なイベントが延期や中止を余儀なくされ、感染対策のためのマスク着用、不要不急の活動範囲の制限、また、小・中学校の臨時休校や飲食店の営業自粛など、町民生活に様々な自粛や制約が求められ、甚大な影響を及ぼしております。

令和2年国勢調査の速報結果におきましては、この5年間において県内で最も高い10.25%の人口減少率となるなど、依然として人口減少・少子高齢化問題が深刻な課題であり、特に、人口減少については、町の存続にもつながるため、人口減少に歯止めをかける施

策や移住定住を積極的に進める必要があります。公共施設については、整備後、相応の年数を経過していることから、維持補修に係る費用が増加傾向にあり、今後、多額の費用を要する大規模改修等に備える必要があります。

このような状況の中、令和2年度については、「第2次那珂川町総合振興計画」、「那珂川町過疎地域自立促進計画」と併せて、「人・もの・自然が融和し みんなで手を取り合い元気を生み出すまち」の基本理念を町の将来像と定め、町で生活する全ての人の協働により元気な町をつくることを目指し、事業の平準化に努めるとともに、必要性、緊急性、費用対効果を検証し、創意工夫と柔軟な発想を持ち、各種施策を推進してまいりました。

特にコロナ対策としては、国の定額給付金事業を即座に実施したことをはじめ、地方創生臨時交付金事業を活用しながら、小・中学校の児童生徒、保護者への支援策、中小企業、個人事業主への支援、感染予防に関する衛生環境の整備などの事業を実施してまいりました。

ワクチン接種につきましても、高齢者からの接種を皮切りに、12歳の方までを対象にいたしまして、10月までの接種完了に向け全力で取り組んでおります。

これまでの各種事務事業の執行に際しましては、議会をはじめ町民の皆様のご協力、また、各般にわたり、国・県及び関係機関のご援助、ご指導を賜りましたことに対し、深く感謝申し上げます。

続きまして、令和2年度の主な事業について申し上げますと、まず、まちづくりの基本目標である「快適に暮らせるまちをつくる」の都市基盤整備のうち、道路の整備では、引き続き町道76号線、上郷須賀川線、薬利後沢線など8路線を整備するとともに、橋梁の長寿命化対策として、荒屋橋の橋梁修繕及び橋梁点検等を実施いたしました。

住生活基盤整備のうち、消防防災・交通安全・防犯基盤の整備では、和見地区の消防車両を更新するとともに、消防車庫を新築いたしました。また、高齢者の運転免許証自主返納者に対し、支援事業を実施しました。

「元気で明るく暮らせるまちをつくる」の医療・保険の充実では、町民の健康問題は重要課題であり、自分の健康は自分で守るという意識の高揚と、町民の健康水準の向上を図るため、健康づくり事業及びがん検診の推進等、疾病予防対策事業を実施するとともに、新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種の準備を実施いたしました。

また、妊娠・出産から子育てにかけての切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センター事業として、妊産婦への支援、乳幼児の検診、発達障害児支援事業、各種相談事業、情報提供等を実施しました。

高齢者福祉・社会福祉の充実では、独り暮らし高齢者等の緊急通報システム設置事業を継続実施するなど、高齢者の生きがいつくり及び要援護高齢者対策の事業を実施いたしました。

児童福祉・子育て支援の充実では、認定こども園3園、放課後児童クラブ2か所、子育て支援センターの運営や、子育て世代の経済的負担の軽減と希望をかなえる子育て支援住宅の運営事業のほか、病児保育事業や子育て短期支援事業が利用できるように関係機関との連携を図り、子育てに優しい環境の整備に努めるとともに、児童虐待防止対策の強化に取り組みました。

「人を育むまちをつくる」の学校教育の充実では、各小・中学校において、教育環境の充実を図るため、児童生徒1人1台のタブレット端末を配置するとともに、構内通信ネットワークの環境整備など、ICT環境整備事業を推進しました。

また、施設整備事業においては、馬頭中学校及び小川中学校の大規模改修工事を実施しました。

「活力をおこすまちをつくる」の農林水産業の振興では、中山間地域等直接支払交付事業、多面的機能支払交付事業により農地の保全活動を支援したほか、新規就農者や担い手の育成・支援事業を実施しました。

また、農業基盤整備のため、農道整備事業を実施したほか、農業用ため池のハザードマップを作成いたしました。

その他、イノシシ肉加工施設運営事業や里山の景観保全及び維持管理を行うためのとちぎの元気な森づくり事業、地元材の利用拡大を推進するための木材需要拡大事業などを、継続して実施しました。

商工業の振興では、新型コロナウイルス対策事業として、休業協力金や中小企業支援交付金を創設し、町内の中小企業を支援しました。

観光の振興では、観光協会等との連携により、道の駅や地域情報発信施設を中心に観光・地域情報のPRを実施したほか、観光宿泊クーポンを発行し、コロナ禍における町の観光業を支援しました。

「人と自然が共生するまちをつくる」では、住民の生活環境の改善を図るため、廃棄物収集処理対策事業を継続して実施したほか、那珂川町環境基本計画後期計画に基づき、環境のまちづくり事業を推進するとともに、生ごみ堆肥化事業を実施し、ごみの減量化と循環型社会の構築に取り組みました。

「ともに考え行動するまちをつくる」の行財政改革では、第3次行財政改革推進計画を着

実に推進し、各種行政経費の節減等、継続的な取組を実施しました。また、住民参加・協働の推進では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、元気フェスタを「おうちDE元気フェスタ2020」とし、なかテレビとネット配信により実施しました。

「まちづくり3大重点プロジェクト」の「雇用の創出」推進プロジェクトでは、企業誘致活動の推進として、企業立地を促進するため、企業立地奨励金、雇用促進奨励金制度のPRに取り組みました。

「結婚・出産・子育て」推進プロジェクトでは、結婚促進事業、産前産後サポート事業、産後ケア事業のほか、妊産婦検診助成事業、育児パッケージの贈呈などの各事業を実施しました。

「新しい人の流れ創出」推進プロジェクトでは、町の地域振興発展のため、「地域おこし協力隊」事業を継続実施し、町の魅力の再発見と県内外に向けた誘客情報の発信を行うとともに、空き家の取得や改修に係る補助金の交付や移住定住モニターツアー事業を実施し、移住定住の促進を図りました。

また、地域経済と商店街の活性化を図るため、プレミアム商品券の発行事業を実施しました。

ここまで、主な事業について申し上げましたが、各種事務事業につきましては、お配りしてあります主要施策の成果に詳しく記載されておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

それでは、一般会計から順次決算の概要を申し上げます。

那珂川町一般会計ですが、歳入の主なものは、第一は、地方交付税で34億6,669万円、第二は、国庫支出金で25億1,199万2,504円、第三は、町税で20億6,674万1,845円、第四は、町債で6億4,525万4,000円、第五は、県支出金で5億2,024万7,081円、続いて、繰越金で4億8,715万8,956円であります。

次に、歳出の主なものは、第一は民生費37億5,185万5,798円で、新型コロナウイルス感染症対策に伴う特別定額給付金のほか、高齢者福祉、障害者福祉などの各種の社会福祉事業費や、子育て環境を充実するための認定こども園費、児童措置費、母子福祉などの児童福祉費が主なものです。

第二は教育費12億9,510万125円で、小・中学校の児童生徒へのタブレット配置などのICT環境整備事業費のほか、馬頭中学校及び小川中学校の大規模改修工事などの施設整備事業費が主なものです。

第三は公債費10億7,821万7,008円で、町道整備事業や学校整備事業などの各種事業で借

り入れた地方債の元金と利子の償還金です。

一般会計の決算の内容ですが、歳入総額109億4,228万6,865円、歳出総額100億5,320万2,312円で、歳入歳出差引額は8億8,908万4,553円です。そのうち、翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額1億735万1,000円を控除すると、実質収支額は7億8,173万3,553円となりました。

なお、実質収支額のうち、地方自治法の規定による基金繰入額として、4億円を財政調整基金に繰り入れたものです。

次に、那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計ですが、施設の適正な維持管理を行い、地上デジタル放送などの再放送サービスやCS有料放送サービスのほか、インターネット接続などの情報通信サービスを提供するとともに、自主放送、文字放送により、積極的な行政情報等の提供に努めました。その決算の内容ですが、歳入総額2億3,179万7,641円、歳出総額2億2,495万399円で、歳入歳出差引額は684万7,242円となりました。

次に、那珂川町国民健康保険特別会計ですが、療養の給付のほか各種健康診査などを行い、被保険者の健康保持増進のための各種の保健事業を積極的に推進しました。その決算の内容ですが、歳入総額21億8,513万2,501円、歳出総額21億3,985万6,970円で、歳入歳出差引額は、4,527万5,531円となりました。

次に、那珂川町後期高齢者医療特別会計ですが、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、栃木県後期高齢者医療広域連合納付金の納付や健診事業を行いました。その決算内容ですが、歳入総額2億2,225万1,505円、歳出総額2億1,715万1,329円で、歳入歳出差引額は510万176円となりました。

次に、那珂川町介護保険特別会計であります。介護サービス給付、介護予防サービス給付のほか、介護予防・日常生活支援総合事業などの地域支援事業を行いました。その決算の内容ですが、歳入総額20億3,738万5,630円、歳出総額20億472万6,574円で、歳入歳出差引額は3,265万9,056円となりました。

次に、那珂川町下水道事業特別会計ですが、公共用水域の水質保全と快適な生活環境の確保のため、下水道施設の耐震工事や公共ます設置工事のほか、下水道処理施設の維持管理に努めました。その決算の内容ですが、歳入総額3億3,591万3,468円、歳出総額3億1,389万9,095円で、歳入歳出差引額は、2,201万4,373円となりました。

次に、那珂川町農業集落排水事業特別会計ですが、農業用用水の水質保全、環境の改善等を図り、北向田地区と三輪地区の適正な維持管理に努めました。その決算の内容ですが、歳

入総額4,866万8,493円、歳出総額4,644万4,035円で、歳入歳出差引額は222万4,458円となりました。

最後に、那珂川町水道事業ですが、水道水を安定供給するとともに、送水管や配水管及びポンプ交換工事のほか、水道施設の更新工事などを実施しました。収益的収支につきましては、収益は3億9,309万4,797円に対し、費用は3億3,641万6,964円で、純利益は5,667万7,833円となりました。

以上、那珂川町の各会計決算の概要を申し上げましたが、これらの決算につきましては監査委員から決算審査における意見書をいただいておりますので、併せてご報告いたします。

ご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第8号までについては、議員全員を委員とする決算審査特別委員会を設置してこれに付託することとし、審査に当たっては、必要に応じて資料の提出を求めることができることとしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第8号までについては、議員全員を委員とする決算審査特別委員会を設置してこれに付託することとし、審査に当たっては、必要に応じて資料の提出を求めることができることと決定しました。

ただいま議員全員を委員とする決算審査特別委員会が設置されましたが、正副委員長が共に決定しておりません。委員会条例第10条第1項の規定により、議長名をもって、本日本会議散会后、直ちに決算審査特別委員会を議場に招集いたします。

ここで、本会議の休会についてお諮りします。

7日から14日までの8日間は、決算審査特別委員会及び休日のため、本会議を休会としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、7日から14日までの8日間は、本会議を休会とすることに決定しました。

7日から14日までの8日間は、本会議を休会といたします。

◎散会の宣告

○議長（鈴木 繁君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

ご起立願います。

礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時57分